

一般社団法人日本卸電力取引所 役員行動規範

(目的)

第1条 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「本法人」という)の役員(以下「役員」という)は、本法人の定款に定める目的および関係法令を十分に理解し、本法人の業務遂行にあたり、中立性、公平性に常に留意し、本法人の社会的信頼の確保、維持に努めなければならない。また、自らも本行動規範の定めを遵守し、良識を持って行動するものとする。

(役員の変義)

第2条 本行動規範における役員は、本法人の理事及び監事をいう。

(基本的義務)

第3条 役員は、本法人の業務遂行にあたり、社会的な良識ならびに倫理観に従うとともに、関係法令および本法人の定める諸規程を遵守し、中立性、公平性を保つ義務を負う。

(守秘義務)

第4条 役員は、在任中はもとより退任後においても、本法人の業務遂行にあたり知り得た事項機密・個人情報を、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本法人の業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(知的財産権の保護)

第5条 役員は、特許権や著作権等の知的財産権を尊重し、外部情報の入手、利用に際しては適切な手段でこれを行う。

- 2 役員は、本法人の業務上創造された知的財産権に関しては、その権利を的確に保護しなければならない。

(中立性、公平性確保義務)

第6条 役員は、本法人の社員及び本法人の運営する日本卸電力取引所の取引会員を含め、特定の利害関係者に対して、利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない。

(関係者との接触に際しての禁止事項)

第7条 役員は、関係者等との間で、社会通念上の限度を超える利益や便宜の供与を受けてはならない。関係者等とは、本法人での業務遂行上、直接利害関係のある社員、取引会員、発注先、その他法人・個人をいう。

(有価証券等の売買に関する事項)

第8条 役員は、有価証券等への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合に、当該有価証券等の新規取得あるいは処分を行ってはならない。但し、相続により取得する場合及び当該役員が所属する事業者の持ち株会等を通じて継続的に当該事業者の株式を取得する場合はこの限りでない。

(違反に対する処分)

第9条 役員に本行動規範に違反する行為があったと認められる場合には、理事長・理事については監事が、監事については理事長の指名する理事が、本人からの事情聴取を行うなどの実情調査を行い、その結果を理事長に報告する。

- 2 前項の調査の結果、違反の事実が明らかになった場合は、当該役員に対して必要な措置を講じるものとする。

制定施行 平成16年9月14日

改定施行 平成28年2月18日